

見舞い金契約無効なら

既に時効が成立

水俣病
裁判 チツソが準備書面

二十日行なわれる水俣病裁判の第四回口頭弁論を前に、被告のチツソ会社側は十六日、熊本地裁に第三準備書面を提出したが、この中で被告側は「損害賠償についてはすでに時効が完成している」と主張している。これまで会社側は時効については、言及しておらず、新たな主張として注目される。

今回の準備書面は、従来原告の患者側が出していた「過失の存在

と見舞い金契約は無効である」とする主張に対し反論をこまかく述べたものだが、この中で会社側に対する損害賠償請求については、「すでに三年の時効が完成して損害賠償の請求権は消滅した」としている。時効は損害賠償の相手方を認知したときから三年となっているが、被告側はこの時期を三十四年末の見舞い金契約締結時、もしくは水俣病の認定時と解釈、「すでに三年の時効が完成した」

と主張している。しかしこれに対して原告側は当然、認知の時期を四十三年九月二十六日の政府による公害認定の日と反論することが予想される。なお、この主張について被告側弁護団は「時効完成の主張はあくまで和解契約（見舞い金契約）が無効だという原告側の主張を認める立場に立った場合で、仮定のうえでの抗弁である」と言っている。